

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社 NIPPO(東京都中央区京橋1-19-11)[7000000100]
2. 資格登録停止措置の期間
地域1: 令和7年4月18日 ~ 令和7年8月17日(4か月)
地域2: 令和7年4月18日 ~ 令和7年5月17日(1か月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要

上記資格登録者(以下「同社」)が受注し、施工した「北陸自動車道(特定更新等)富山管内舗装補修工事(2018年度)」(他4件、金沢支社発注)、「中央自動車道 小黒川PA舗装改良工事」(名古屋支社発注)において、同社の系列プラント会社(以下「系列会社」)は、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を同社に対し出荷していた。

これらの工事においては、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されていたものの、同社は、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)」を使用し、かつ、系列会社は、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票に「新規アスファルト合材」と明示したうえで、同社へ出荷していたことが判明した。

同社は、系列会社から管理指標実績等の報告を受け、納入されたアスファルト合材が新規アスファルト合材でなければならないのに再生骨材を含む可能性を認識できたが、系列会社による上記の行為を防止するための適切な対応を怠り、結果回避義務を果たさなかった。

また、系列会社は、「北陸自動車道(特定更新等)富山管内舗装補修工事(2020年度)」(他5件、金沢支社発注)において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも系列会社に対し「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)を指定」されていた。しかし、国土交通省が実施した調査の結果において、系列会社は、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)」を使用し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票に「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

同社は、系列会社と密接な資本・人的関係にあり、また、管理指標実績等の報告を受け、系列会社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

5. 資格停止措置理由

資格登録者である同社が受注した工事について、同社が事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行った。また、系列会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、系列会社と密接な資本・人的関係にあり、その適正な管理のために必要な行為を取らず業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当である。このことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第2号(過失による粗雑工事・調査等)及び別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

＜資格登録要領別表11及び別表12＞

措置要件	期間
(過失による粗雑工事・調査等) 2 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、過失により工事・調査等を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)	発生地域について 当該認定をした日から1月以上6月以内
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)